

鈴鹿市告示第15号

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月28日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条、第3条、第6条、第7条関係） 不正行為等による資格停止措置基準		別表第2（第2条、第3条、第6条、第7条関係） 不正行為等による資格停止措置基準	
	不正行為等	措置要件	措置期間
1	略	略	略
2	独占禁止法違反	(1) 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2)・(3) 略	<u>3月以上</u> <u>12月以内</u>
	不正行為等	措置要件	措置期間
1	略	略	略
2	独占禁止法違反	(1) 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2)・(3) 略	<u>12月</u>

	為				為		
3	略	略		略	3	略	略
～					～		
6					6		

備考
略

備考
略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後の措置について適用し、同日前の措置については、なお従前の例による。